

# 茨城県報

号外第63号

平成2年4月5日

木曜日

## 目次

### 告示

●道路の区域決定(道路維持課).....	ページ
●道路の区域変更(9件)(〃).....	1
●道路の供用開始(12件)(〃).....	1
	8

## 告示

### 茨城県告示第516号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように決定する。  
その関係図面は、平成2年4月5日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年4月5日

茨城県知事 竹内 藤 男

整理番号	道路の種類	路線名	区間	敷地の幅員	延長	備考
315	県道	佐貫停車場線	竜ヶ崎市馴柴町字壱区 23番2地先から	メートル 最大 32.0	メートル 1,540.0	一部区域 決定
			竜ヶ崎市馴柴町字貳区 382番地先まで	最小 22.5		

### 茨城県告示第517号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成2年4月5日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年4月5日

茨城県知事 竹内 藤 男

路線名	区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
一般 国道 294 号	下妻市大字下妻戊107番3から 下妻市大字若柳上宿丙334番まで	旧	最大 <sup>メートル</sup> 34.0 最小 8.0	メートル 6,084.0	バイパス新設に よる区域変更
	下妻市大字下妻戊107番3から 下妻市大字若柳上宿丙334番まで 下妻市大字堀籠字二本杉937番から 下妻市大字鳥喰879番まで	新	最大 34.0 最小 8.0 最大 54.0 最小 34.0	6,084.0 5,160.0	
県道 藤代 板戸井岩井線	水海道市菅生町字上野 4537番1地先から	旧	最大 9.0 最小 6.0	459.5	交通安全施設工 事による区域変 更
	水海道市菅生町字上野 4419番1地先まで	新	最大 10.0 最小 9.0	459.5	
県道 土浦境線	結城郡石下町大字大沢新田字弁天下 110番1地先から	旧	最大 16.0 最小 6.0	1,160.0	現道拡幅による 区域変更
	結城郡石下町大字大沢新田字南中割 531番1地先まで	新	最大 32.5 最小 11.0	1,160.0	
県道 藤代 板戸井岩井線	水海道市大塚戸町新田 1536番1地先から	旧	最大 6.5 最小 5.5	220.0	同 上
	水海道市大塚戸町新田 1885番1地先まで	新	最大 14.0 最小 13.0	220.0	
県道 結城岩井線	結城郡八千代町大字菅谷字香取西 107番1地先から	旧	最大 10.0 最小 8.0	788.5	交通安全施設工 事による区域変 更
	結城郡八千代町大字菅谷字宿南 594番3地先まで	新	最大 11.5 最小 9.0	788.5	
県道 高崎岩井線	結城郡石下町大字古間木1番地先から	旧	最大 7.0 最小 4.5	414.0	現道拡幅による 区域変更
	結城郡石下町大字古間木 59番1地先まで	新	最大 12.5 最小 6.0	414.0	
県道 宗道古河線	結城郡八千代町大字仁江戸 1438番2地先から	旧	最大 7.5 最小 6.5	350.0	同 上
	結城郡八千代町大字仁江戸 1415番1地先まで	新	最大 14.5 最小 13.5	350.0	

県道 宗道 古河線	結城郡八千代町大字水口 137番2地先から	旧	最大 9.5 最小 6.0	957.0	現道拡幅による 区域変更
	結城郡八千代町大字水口 598番1地先まで	新	最大 17.0 最小 12.0	957.0	
県道 土浦 岩井線	水海道市大生郷町字中根後 5309番地先から	旧	最大 7.0 最小 4.5	977.6	同 上
	水海道市大生郷新田町字金花 1330番2地先まで	新	最大 20.5 最小 11.0	977.6	
県道 下子 水海道線	結城郡千代川村大字大園木 976番1地先から	旧	最大 10.0 最小 6.0	1,034.0	現道拡幅及び交 通安全施設工事 による区域変更
	結城郡千代川村大字大園木字八幡 2573番地先まで	新	最大 17.5 最小 9.5	1,034.0	
県道 下子 水海道線	水海道市十花町字仲新田町 774番地先から	旧	最大 9.0 最小 6.5	1,584.4	現道拡幅による 区域変更
	水海道市平町字東通 242番1地先まで	新	最大 14.5 最小 11.0	1,584.4	
県道 藤代 板戸井 岩井線	水海道市菅生町字下根 2041番1地先から	旧	最大 14.0 最小 5.5	1,035.0	同 上
	水海道市菅生町字平松 1733番地先まで	新	最大 22.0 最小 10.0	1,035.0	
一般 国道 294 号	水海道市橋本町字八幡東 3310番1地先から	旧	最大 7.0 最小 7.0	163.5	同 上
	水海道市橋本町字利堀北 3600番10地先まで	新	最大 17.4 最小 12.7	163.5	
県道 鴻野 山水海道線	水海道市大生郷新田町字金花沖 1460番1地先から	旧	最大 6.0 最小 5.0	243.0	同 上
	水海道市大生郷新田町字金花沖 1428番1地先まで	新	最大 21.0 最小 12.0	243.0	

県道 下子水 海道線	下妻市加養字栗町886番地先から	旧	最大 12.0 最小 6.0	1,032.0	交安施設工事による区域変更
	下妻市加養字亀崎1489番1地先まで	新	最大 16.0 最小 9.0	1,032.0	
県道 山王 下妻線	下妻市半谷字芝山491番24地先から	旧	最大 10.0 最小 4.0	1,894.0	現道拡幅による区域変更
	下妻市大木字田向1682番1地先まで	新	最大 30.0 最小 10.5	1,894.0	

## 茨城県告示第518号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成2年4月5日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年4月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路線名	区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
県道 銚田水戸 佐原線	鹿島郡銚田町大字安房字網張 1647番7地先から	旧	メートル 最大 10.0 最小 9.0	メートル 42.0	交通安全施設工事による区域変更
	鹿島郡銚田町大字安房字網張 1649番3地先まで	新	最大 10.8 最小 9.0	42.0	
県道 銚田水戸 佐原線	行方郡北浦村大字山田字小舟津 1007番2地先から	旧	最大 26.5 最小 11.0	276.0	同 上
	行方郡北浦村大字山田字離塚 2960番4地先まで	新	最大 27.0 最小 11.4	276.0	
県道 山田玉造線	行方郡北浦村大字山田 1314番地先から	旧	最大 12.0 最小 6.5	949.0	同 上
	行方郡北浦村大字山田 1379番地先まで	新	最大 15.0 最小 10.0	949.0	
一般国道 355号	行方郡玉造町字関川甲 196番地先から	旧	最大 9.5 最小 8.0	76.0	現道拡幅による区域変更
	行方郡玉造町大字谷島字亀田 62番1地先まで	新	最大 17.5 最小 9.0	76.0	

茨城県告示第519号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成2年4月5日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年4月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大洗友部線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡大洗町大字成田 2515番から	旧	メートル 最大 8.2	メートル 68.0	
		最小 5.3		
東茨城郡大洗町大字成田 2511番1まで	新	最大 8.2	68.0	迂回路設置による区
		最小 5.3		
		最大 9.3	68.0	域変更
		最小 9.0		

茨城県告示第520号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成2年4月5日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年4月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 富谷稲田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
西茨城郡岩瀬町大字南飯田 字後耕地924番1地先から	旧	メートル 最大 11.7	メートル 2,884.7	
		最小 4.0		
西茨城郡岩瀬町大字小塩 字家敷添55番地先まで	新	最大 11.7	2,884.7	現道拡幅及びバイパス新設による区域変
		最小 4.0		
		最大 24.0	2,842.7	更
		最小 10.5		

## 茨城県告示第 521 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成2年4月5日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

平成2年4月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高萩大子線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
高萩市大字石滝字不動前 2207番1地先から	旧	メートル 最大 15.3	メートル 259.0	
		最小 6.3		
高萩市大字安良川字下ノ内 332番2地先まで	新	最大 22.0	255.0	橋梁架替による区域 変更
		最小 10.3		

## 茨城県告示第 522 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成2年4月5日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

平成2年4月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路線名	区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
県道馬渡水戸線	勝田市大字馬渡3715番1地先から 勝田市大字中根字東中根 3010番1地先まで	旧	メートル 最大 19.0	メートル 520.0	現道拡幅による 区域変更
			最小 8.0		
県道那珂湊那珂線	勝田市本町718番2地先から 勝田市本町1191番2地先まで	新	最大 23.0	520.0	
			最小 10.0		
		旧	最大 22.4	801.0	同 上
			最小 16.6		
		新	最大 27.0	801.0	
			最小 17.0		

茨城県告示第523号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成2年4月5日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年4月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 谷田部明野線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
真壁郡明野町大字松原字台山 1561番3地先から 真壁郡明野町大字松原字台山 1559番1地先まで 真壁郡明野町大字松原字台山 1561番2地先から 真壁郡明野町大字松原字台山 1559番1地先まで	旧	最大 <sup>メートル</sup> 12.2	<sup>メートル</sup> 112.5	
		最小 11.4		
		最大 11.4	92.0	
		最小 11.4		
真壁郡明野町大字松原字台山 1561番3地先から 真壁郡明野町大字松原字台山 1559番1地先まで	新	最大 12.2	112.5	迂回路撤去による区域変更
	最小 11.4			

茨城県告示第524号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成2年4月5日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年4月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦八郷線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
新治郡千代田村大字下佐谷 字上宿778番4地先から	旧	最大 <sup>メートル</sup> 9.5	<sup>メートル</sup> 195.0	
		最小 6.5		
新治郡千代田村大字下佐谷 字佐渡山884番地先まで	新	最大 26.0	195.0	現道拡幅による区域変更
	最小 6.5			

## 茨城県告示第 525 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成2年4月5日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年4月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大穂千代田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
新治郡新治村大字永井字泉 1766番3地先から	旧	最大 <small>メートル</small> 18.7	2,740.0 <small>メートル</small>	
		最小 5.8		
新治郡千代田村大字中佐谷 字四万騎1253番3地先まで	新	最大 18.7	2,740.0	現道拡幅及びバイパス新設による区域変更
		最小 5.8		
		最大 37.0	2,680.0	
		最小 16.5		

## 茨城県告示第 526 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成2年4月5日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年4月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 水戸鉾田佐原線	鹿島郡鉾田町大字安房字網張1647番7地先から 鹿島郡鉾田町大字安房字網張1649番3地先まで	平成2年4月5日
県道 水戸鉾田佐原線	行方郡北浦村大字山田字小舟津1007番2地先から 行方郡北浦村大字山田字離塚2960番4地先まで	同 上
県道 山田玉造線	行方郡北浦村大字山田1314番地先から 行方郡北浦村大字山田1379番地先まで	同 上
一般国道355号	行方郡玉造町字関川甲196番地先から 行方郡玉造町大字谷島字亀田62番1地先まで	同 上



茨城県告示第 527 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成 2 年 4 月 5 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

平成 2 年 4 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 大洗友部線
- 2 供用開始の区間 東茨城郡大洗町大字成田 2515 番から  
東茨城郡大洗町大字成田 2511 番 1 まで
- 2 供用開始の期日 平成 2 年 4 月 5 日

茨城県告示第 528 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成 2 年 4 月 5 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

平成 2 年 4 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 富谷稲田線
- 2 供用開始の区間 西茨城郡岩瀬町大字亀岡字菊能前 52 番 1 地先から  
西茨城郡岩瀬町大字福崎字トウシヤク 448 番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 2 年 4 月 5 日

茨城県告示第 529 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成 2 年 4 月 5 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

平成 2 年 4 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 高萩大子線
- 2 供用開始の区間 高萩市大字石滝字不動前 2207 番 1 地先から  
高萩市大字安良川字下ノ内 332 番 2 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 2 年 4 月 5 日

## 茨城県告示第530号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成2年4月5日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年4月5日

茨城県知事 竹内 藤 男

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 馬渡水戸線	勝田市大字馬渡3715番1地先から 勝田市大字中根字東中根3010番1地先まで	平成2年4月5日
県道 那珂湊那珂線	勝田市本町718番2地先から 勝田市本町1191番2地先まで	同上

## 茨城県告示第531号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成2年4月5日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年4月5日

茨城県知事 竹内 藤 男

- 1 路線名 県道 日立山方線
- 2 供用開始の区間 日立市東河内町字落合1808番8地先から  
日立市東河内町字油ヶ崎前1867番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成2年4月5日

## 茨城県告示第532号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように供用する。  
その関係図面は、平成2年4月5日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年4月5日

茨城県知事 竹内 藤 男

- 1 路線名 県道 筑波益子線
- 2 供用開始の区間 つくば市大字上大島字境ノ町1160番1  
1160番3 合併地番から  
1164番3  
真壁郡真壁町大字酒寄字ノ盡377番まで
- 3 供用開始の期日 平成2年4月5日

茨城県告示第 533 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成 2 年 4 月 5 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

平成 2 年 4 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 十王里美線
- 2 供用開始の区間 多賀郡十王町大字高原字中ノ町 127 番 2 から  
多賀郡十王町大字高原字中之町 159 番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成 2 年 4 月 5 日

茨城県告示第 534 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成 2 年 4 月 5 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

平成 2 年 4 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 谷田部明野線
- 2 供用開始の区間 つくば市大字今鹿島字大境 2 番 2
- 3 供用開始の期日 平成 2 年 4 月 5 日

茨城県告示第 535 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成 2 年 4 月 5 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

平成 2 年 4 月 5 日

- 1 路 線 名 県道 宗道今鹿島線 茨城県知事 竹 内 藤 男
- 2 供用開始の区間 つくば市大字大砂字右エ門二郎 898 番 1 地先から  
つくば市大字大砂字南スカ 432 番 2 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 2 年 4 月 5 日

## 茨城県告示第536号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成2年4月5日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年4月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 土浦野田線
- 2 供用開始の区間 岩井市大字矢作字花山2639番3から  
岩井市大字矢作字鹿島沼3090番1まで
- 3 供用開始の期日 平成2年4月5日

## 茨城県告示第537号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成2年4月5日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年4月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 一般国道 355号
- 2 供用開始の区間 行方郡玉造町大字手賀字竹之嶋1095番1地先から  
行方郡玉造町大字手賀字引地1224番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成2年4月5日

毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
休日の場合は繰下発行) (金 2,300円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292(21)8111(代)